

音楽教育を守る会会員各位

## 文化庁長官裁定 と今後の対応について

音楽教育を守る会 会長 三木 渡

利用者代表である「音楽教育を守る会」は、当会の会員らを原告として音楽教室における講師や生徒の演奏には演奏権が及ばないと司法で争っている中で、演奏権が及ぶ事を前提とした使用料規程の内容について JASRAC と協議など出来ない事は明白で、しかるに裁判の判決確定までの使用料規程実施保留を文化庁に求めました。しかし、文化審議会は届出制を基本としている管理事業法の枠内での判断に終始し、演奏権の存否について争っている者への督促は行わないとの行政指導をもって我々への配慮をしたとの裁定を下しました。

この状況を踏まえて今後の進め方を確認させていただきます。

今回の裁定は司法で争っている演奏権の有無については一切関与せず、その審議に影響を与える事はないと裁定理由で明記されており、それはその通りだと考えます。

---

### **長官裁定 理由 より抜粋**

*「当該利用区分に係る個別具体の利用行為に著作権が及ぶことを公に認めるものではなく、この点については司法判断に委ねられるものである」*

---

しかしながら、分科会審議は非公開であったので詳細は公開できないものの、今回の審議の場において我々の主張を認める意見を、権利者や著作権についての識者が次々と述べられました。それにもかかわらず、審議は手続き論に終始しこれらの貴重なご意見は裁定には全く反映されなかったことは残念です。裁判においてはこれらの権利者や識者の声が大きな力になると確信しております。

仮に何らかの演奏権が肯定される場合においては、その判決に基づいて、演奏権が及ぶとされた範囲に基づいて JASRAC と初めて料率について協議を行うべきであり、今回示されている根拠の無い規程でそのまま請求される事はあり得ません。

会員の皆様におかれましては、音楽教室での演奏のどの部分に演奏権が及ぶのかとの司法判断が確定していない段階では、利用許諾契約手続や使用料支払いに応じない事が賢明と思われるので慎重に対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、仮に判決において音楽教室での演奏（の一部）に演奏権が及ぶと判断された場合に、今回の裁定がどの様に影響してくるかについても文化庁に確認を求めました。

JASRAC に対しては、音楽教室での演奏について演奏権の存否を争っている事業者については、個別の督促を行わないこととの行政指導がされていて、彼らに法外な演奏料を支払う心配はありませんが、演奏権の存否を争わない事業者とは個別に協議して条件を設定するとしています。

音楽教育においては多くの PD(作曲家の死後 50 年を経て権利が消滅したもの)や JASRAC に信託していない楽曲も多く使用しており、且つ、ダンス教室のように CD 等の演奏が常に伴っている訳では無く、また、講師の模範演奏や部分的なテクニックの指導から生徒の演奏まで、ひとくくりに演奏といっても、教室における演奏には様々な場面があるため、例え演奏権を認めた事業者であってもその使用料算定は非常に難しく、そして僅かであればなりません。

この難しい協議を当会に所属されていない事業者が個別に JASRAC と行う事は困難があると強く懸念しています。

今からでも遅くは無いので当会に所属されて司法判断を待たれる事を願うものです。

先にも述べましたが多方面の方々が我々の主張を裏付ける意見を述べられています。

今後、これらの方々をご紹介したり、そのご意見を広めて行く活動に注力していきます。

今月、米国弁護士資格を持たれる城所岩生さんの「JASRAC と著作権、これでいいのか 強硬路線に百万人が異議」が発刊されました。

別途ご案内申し上げますがこのような書籍を数多くの国民に購読頂く事もこれからは大変重要だと考えています。

これからも「音楽教育を守る会」の活動にご支援を宜しくお願い申し上げます。